

## 第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（案）より抜粋

## (3) 給付の適正化（介護給付適正化計画）

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付の適正化のために保険者が行う適正化事業は、高齢者等が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものとされています。

本市では、これまでの取組や指針の内容を踏まえ、主要5事業を中心とした適正化に関する取組を行ってきました。

今期計画では、効果的・効率的に事業を実施するため、国の示した指針に基づき、これまでの給付適正化主要5事業の再編を図り、給付適正化3事業として実施内容の充実を図ります。

## 【給付の適正化への取組と目標】

区分	内容	現状値	目標値			
		令和5年度※	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
主要事業	①要介護認定の適正化 (認定調査票及び主治医意見書の確認・点検)	100%	100%	100%	100%	
	②ケアプラン点検	ケアプラン(個別サービス計画書含)点検 (点検後のヒアリング実施件数)	50事業所	75事業所	75事業所	75事業所
		高齢者向け住まい等対策のケアプラン 点検	2事業所	2事業所	2事業所	2事業所
		住宅改修・福祉用具購入の点検 (事後現地点検件数)	120件	120件	120件	120件
		福祉用具貸与調査	30件	30件	30件	30件
	③医療情報との突合・縦覧点検 (事業所確認件数)	1,217件	1,500件	1,500件	1,500件	

※令和5年度の現状値は目標値、③のみ令和5年9月末現在

## ①要介護認定の適正化

介護保険制度における要介護認定は給付サービスの前提となるものです。

認定調査については、市調査員の調査を基本としつつ、認定調査員を対象とした研修や調査結果を評価し、助言・指導等を実施することにより、技術向上を図るとともに、今後の認定件数の増加に対応するために実施体制の充実を図ります。

また、適正な審査判定が行われるよう、介護認定審査会の開催に先立ち、認定調査票の記入漏れや内容の不整合がないか、認定調査の内容と主治医意見書の内容に不整合がないか点検を行います。

介護認定審査会の設置数、開催頻度、委員構成等を適切なものとし、介護認定審査会の委員に対する情報提供や事例検討会、研究会の場を提供することで、審査会の機能強化につなげ、介護認定審査会の運営の適正・効率化を図ります。今後も、認定調査が適正に行われるよう、市の調査員を中心に調査を実施し、調査員研修や調査内容の点検を行い、調査の平準化を図ります。さらに、要介護等認定の申請者に対しては、認定の仕組みや認定結果について情報を提供するとともに、十分な説明を行うことで、公平・公正の確保を図ります。

## ②ケアマネジメントの適正化

### ○ケアプランの点検

サービス利用者の状況を適切にアセスメントし、サービス担当者会議を通じて自立支援に資するケアプランを作成し、サービスの実施状況を踏まえてモニタリングを行い、必要に応じてケアプランを見直すという一連のケアマネジメントが適切に行われているか、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者の状態に即したのではなく事業者本位になっていないか、不正な点がないかなどのチェックを行います。

ケアマネジャーがサービス利用者の抱える問題点等を適切に把握し、利用者の要介護状態の維持・改善につながる適切なケアプラン（居宅サービス計画）が作成されているかどうかを確認するため、「ケアプランチェック」を実施しています。今後は、3事業への再編を受け、国保連の帳票を活用した点検に重点化します。高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検についても、その一環として推進していきます。

また、居宅介護支援事業者連絡協議会との連携を図り、意見交換を行いながら、適切な情報提供を行うとともに、保険者・ケアマネジャー双方の資質の向上を図ります。

### 【ケアプランチェック】

受給者が、真に必要とするサービスを過不足なく適切に提供するためのケアプランを作成しているか等を確認することが目的です。

### ○住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査

住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査については、第9期より実施の効率化を図るため、事業の性質的に親和性が高い「ケアプラン点検」に統合することとします。

利用者の状態に応じた適切な改修・購入・貸与が行われるよう、要介護認定訪問調査情報と理由書や計画書との整合性の確認等の事前調査をはじめ、改修・購入・貸与後の利用者宅への訪問調査、利用者の状態確認、ケアマネジャーに対し給付内容の点検指導などを実施します。

今後も利用者の自立支援に資する、役立つ改修・購入・貸与が行われるよう、点検の強化を図ります。

また、居宅介護支援事業者連絡協議会や住宅改修受領委任登録事業所に対する研修会などの場を活用し、介護保険制度の趣旨を十分に理解した事業実施に向け、啓発・普及に努めます。

## ③介護報酬請求の適正化

サービス提供事業者が人員、設備及び運営に関する基準や介護報酬請求に関する正しい理解を持つことは、安定した制度運営と信頼の確保に不可欠であることから、適正なサービス提供や介護報酬請求がなされるよう取り組みます。

適正な給付を確保するために、福岡県国民健康保険団体連合会から提供されるデータ等を活用し、医療情報との突合・縦覧点検を行い、給付の適正化を図ります。

また、介護保険施設や事業所への支援を基本とし、保険給付の適正化及び不正事案の防止を図るために、県と緊密な連携を図りながら指導を実施します。

### 【医療情報との突合・縦覧点検】

福岡県国民健康保険団体連合会が実施する複数月にまたがった請求明細書の点検、医療と介護の給付情報を突合することによる整合性の確認を今後も継続していきます。

#### ④サービス事業者への指導・監督

本市が指定を行っている地域密着型サービス事業所に対して、介護保険制度改正の概要及び介護報酬請求の適正化等に関して「集団指導」を実施し、適正な運営の周知徹底を図ります。

また、利用者への適切なサービスの提供、介護報酬請求の適正化、事業者の育成等を図るため、年次計画に基づき事業者への「運営指導」を実施していきます。

一方、ケアプランチェックによって、不適切なサービスが発見された際は、ケアマネジャー・利用者本人・事業所に対するヒアリングを行うなど、最優先での調査・指導に努めます。

今後も、介護サービスの質の確保及び給付の適正化等を図るため、地域密着型サービス事業所への指導・監督に努めるとともに、県が指定及び指導監督権を持つ地域密着型サービス以外の介護サービスについても、県と連携した指導の実施に努めます。

なお、運営指導の一連の業務に係る業務量の軽減及び介護保険制度の適切な運営の確保並びに介護サービス事業所が提供する介護サービスの質の確保のため、各サービスにおける基準等についての理解を深め、不適正事例等についても各事業所に確認してもらう必要があります。

介護給付の適正化をさらに進め、過不足ないサービス提供を目指し、かつ利用者の重度化防止に資する適正化計画を進める必要もあります。

また、介護サービス事業者の経営情報の調査・分析を行い、収集した情報の分析結果を公表し、利用者の介護サービス事業所の選択に資するよう法改正が行われます。